

ファイザー公告30-14

平成31年3月15日

被保険者 各位

ファイザー健康保険組合

理事長 相原



任意継続被保険者標準報酬の件

平成31年度の任意継続被保険者の標準報酬につきまして、法47条の規定により下記の通り公告いたします。

記

1. 標準報酬月額の上限 : 650,000 円
平成30年9月30日現在の全被保険者の標準報酬月額平均650,400円に基づく。
2. 標準報酬等級の上限 : 35等級
3. 適用期間 : 平成31年4月1日～平成32年3月31日

以上